

公共工事発注者の心得 (ver.1.0)



令和7年12月

関東ブロック発注者協議会

発注者の心得

品確法基本方針のポイント

● 予定価格の適正な設定

- ・最新の取引価格や法定福利費等を的確に反映
- ・総合的に価値の最も高い資材の採用と必要な費用の適正な計上
- ・週休2日の確保に必要となる経費を適正に計上

● 災害時の緊急対応の充実・強化

- ・災害工事における労災保険契約の締結促進と予定価格への反映
- ・復旧・復興建設工事共同企業体(復旧・復興JV)の活用

● ダンピング受注の防止

- ・低入札価格調査の基準価格または最低制限価格の適切な設定

● 計画的な発注と施工時期の平準化

- ・繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定
- ・地域の実情に応じた発注者間の連携による公共工事の中長期的な発注見通しの公表
- ・平準化推進に向けた関係部局間の緊密な連携の確保

● 適正な工期設定および設計変更

- ・工期基準に基づく適切な工期設定
- ・週休2日制工事の確実な実施と対象工事の拡大
- ・スライド条項の設定・運用基準の策定・適切な代金変更

● 発注関係事務の環境整備

- ・公共工事の手続や書類の簡素化・電子化の推進
- ・電子入札システム、電子契約システム、ASP等の導入・活用
- ・「建設キャリアアップシステム」等の活用による施工体制の確認

● 担い手の中長期的な育成・確保

- ・工業高校等と建設業者団体等と連携
- ・快適トイレの活用等、働きやすい現場環境を整備
- ・建設産業のイメージアップを図るため、広報・啓発活動を充実

工事発注準備段階

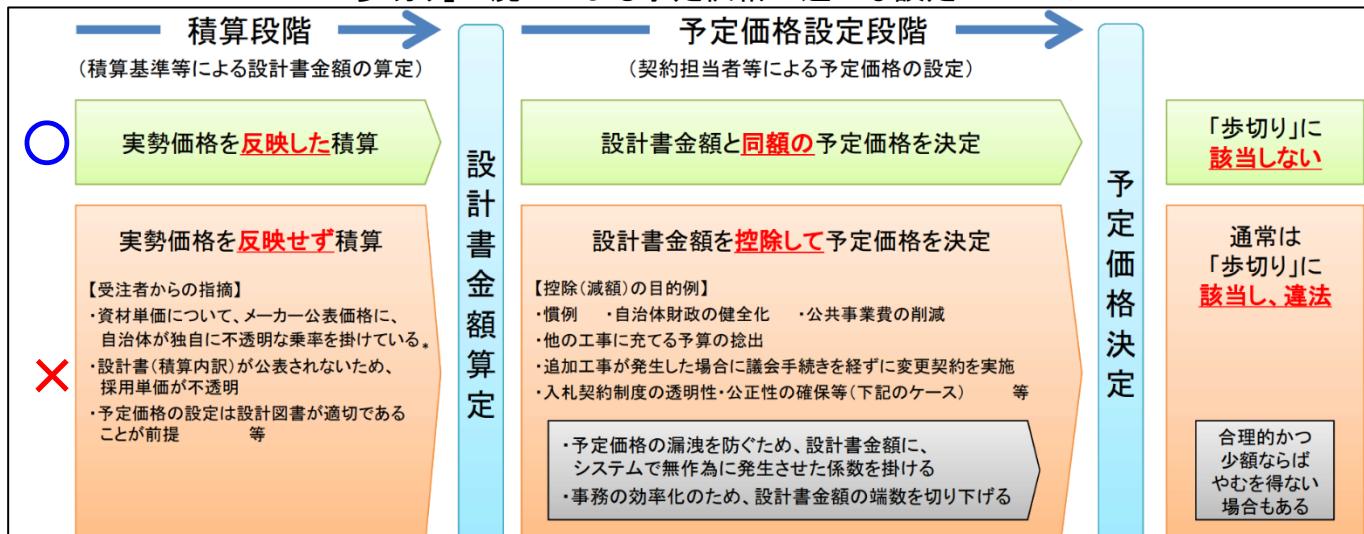
■ 適切な設計図書の作成

- 現場の実態に即した施工条件を明示し、積算内容との整合を図る
- 発注者は、建設現場での情報通信技術の活用を促進するため、受注者による遠隔臨場や情報共有システム等の取組に配慮
- 総合的に価値の最も高い資材等の採用に努める
- 新技術の活用が価格のみを理由に妨げられないよう配慮

■ 予定価格の適正な設定

- 取引の実例価格、需要の状況、履行の難易度、数量・履行期間を考慮し、適正な価格を設定
- 最新の労務単価や資材・機材の実勢価格を的確に反映
- 労働安全衛生法令に基づき、安全衛生経費や建設業退職金共済制度の掛金を正確に反映
- 週休2日の確保等の重要性を踏まえ、必要な経費を適正に計上
- 積算価格や資機材等の価格が実勢価格と乖離している場合、見積りを徴収し、妥当性を確認した上で価格を設定
- 総合的に価値の最も高い資材等を採用する際、その採用に必要な費用を反映した予定価格を設定
- 歩切りは行わない（品確法改正に伴い、歩切りによる予定価格の設定は法律違反とされている）

「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について



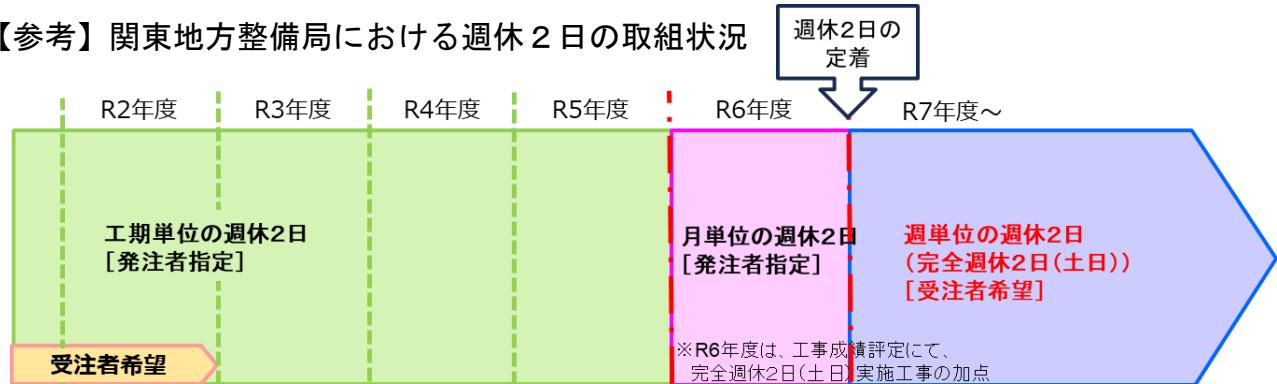
発注者の心得

工事発注準備段階

■ 適切な工期設定

- 公共工事の工期は、施工手順を踏まえた期間を確保することを前提に設定
- 工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日を見込んで適切に工期を決定

【参考】関東地方整備局における週休2日の取組状況



※原則の対象外：緊急復旧工事を想定

出典：関東地方整備局HP

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000916220.pdf

■ 適切な評価項目の設定

- 総合評価落札方式の実施方針や複数工事に共通する評価方法を定める際、学識経験者の意見を聴取
- 地方公共団体における総合評価落札方式に関する学識経験者の意見聴取は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項等に定める手続により実施

【簡易型総合評価方式のフロー】

- ・ 総合評価方式の適用を決定
- ・ 評価項目及び評価基準の設定 ※1
- ・ 評価方法の決定

注1)一般競争入札で実施した場合を示す。

注2)※1において、2人以上の学識経験者からの意見聴取が必要となる。

注3)※2においては※1の意見聴取時に再度の意見聴取が必要とされた場合には必要となる。

注4)各手続きの所要日数(土日・祝日は除く。)は、概ねの目安を示したものであり、発注者の体制や入札案件により異なってくることに留意。

43日

公告等の実施

競争参加資格確認

技術提案の審査
〔提案内容の適切さ等を確認〕

入札の実施

落札者の選定 ※2

契約

11日

9日

出典：[地方公共団体向け総合評価実施マニュアル（平成20年3月）](#)

発注者の心得

工事発注準備段階

■ 計画的な発注と施工時期の平準化

- 閑散期となりやすい年度当初からの予算執行を徹底し、年度末の工事集中を回避
- 債務負担行為の積極活用や迅速な繰り越し手続きにより施工時期を調整
- 入札契約担当部局や財政担当部局等との緊密な連携を図り、予算編成時から必要な調整を実施

施工時期の平準化について

⇒公共工事品質確保法では、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定。また、入札契約適正化法では、公共工事の発注者が施工時期の平準化の方策を講じることが努力義務とされている。

技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

➡ 施工時期の平準化を推進する必要 ➡

出典：国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const Tk1_000105.html

■ 地域の実情を踏まえた発注

- 公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減のため、適切な発注ロットを設定
- 技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、複数の工区をまとめて発注するなど、適切な規模の発注を行う
- 工事の内容等に応じた入札契約方式の選択

工事調達の入札契約方式の全体像

契約方式	フレームワークの有無	競争参加者の設定方法	落札者の選定方法	支払方式
<ul style="list-style-type: none">・工事の施工のみを発注する方式・設計・施工一括発注方式・詳細設計付工事発注方式・設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）・維持管理付工事発注方式・包括発注方式・複数年発注方式 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">・個別発注方式・フレームワーク方式（包括・個別発注方式）	<ul style="list-style-type: none">・一般競争入札・指名競争入札・随意契約	<ul style="list-style-type: none">・価格競争方式・総合評価落札方式・技術提案・交渉方式・段階的選抜方式 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">・総価請負方式・総価契約単価合意方式・コスト+フィー契約・オープンブック方式・単価・数量積算契約方式 <p>など</p>

出典：[公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン（国土交通省）一部加工](#)

工事入札契約段階

■ 適切な競争参加資格の設定

- 工事の内容や地域の実情を考慮し、公共工事の担い手の育成・確保に配慮した競争参加資格を設定

■ 適切な利潤の確保

- 予定価格の適正な設定や適切な工期設定を行い、入札不調・不落の発生を極力回避

■ 技術提案の評価内容の設定

- 発注者は、工事内容に応じて競争参加者に技術提案を求めるよう努める
- 技術提案は高度な技術だけでなく、施工計画の工程管理や品質管理方法などの工夫も含めることが可能
- 技術提案の評価には、中立かつ公正な立場の学識経験者の意見を聴取

■ 若手や女性技術者の登用

- 中長期的な担い手の育成・確保の観点から、若手や女性技術者の登用を促す工事の発注に努める

【参考】関東地方整備局における若手技術者・女性技術者活用評価型【試行】の取組

(5)配点の特徴

【企業の技術力】

- 1)若手技術者(35歳以下)または女性技術者の活用【3点】

・若手技術者(35歳以下)または女性技術者を現場代理人又は担当技術者として当該工事に配置する場合に加点評価(主任(監理)技術者の専任期間と同じ期間配置が必要)

- 2)若手技術者(35歳以下)または女性技術者の資格【最大2点】

・現場代理人または担当技術者として配置される若手技術者(35歳以下)または女性技術者の資格の有無を評価

【配置予定技術者の技術力】

- 1)若手技術者または女性技術者の育成指導【2点 << 1点 >>^{※1}】

※1「配置予定技術者・同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は<< >>の配点とする

・配置予定の若手技術者または女性技術者に対して、当該工事に関する育成計画を作成し、指導を実施することにより評価

発注者の心得

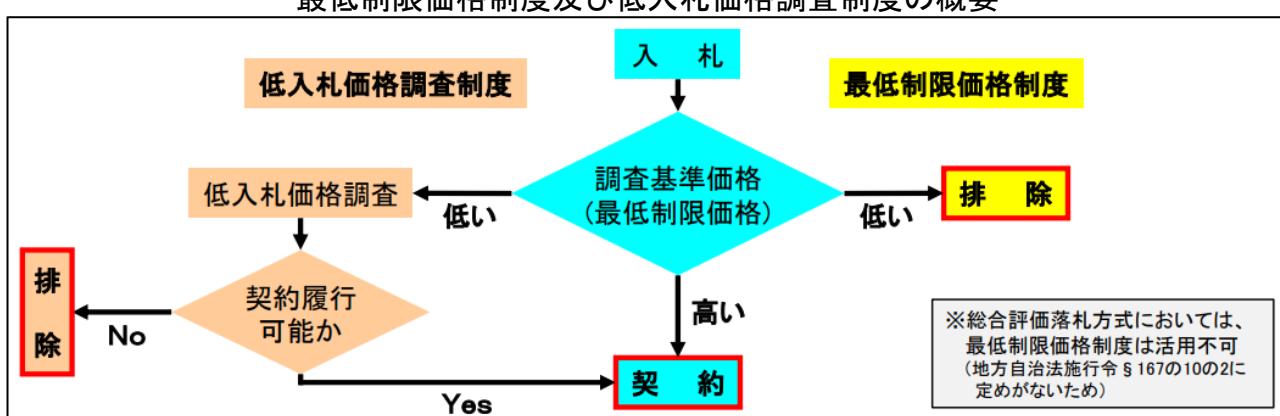
工事入札契約段階

■ 社会保険等未加入の建設業者を元請業者から排除

- 法令上負担すべき法定福利費を負担しない建設業者を排除
 - 公平で健全な競争環境の構築を目的に、社会保険等未加入者を元請業者から排除

■ ダンピング受注の防止

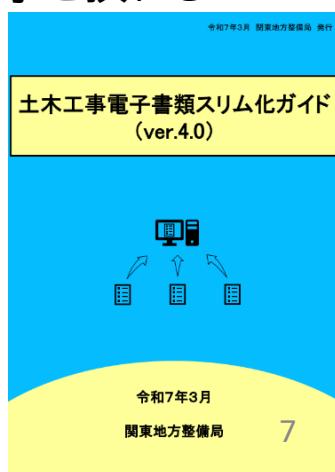
- 低入札による受注は、工事品質の低下、下請業者への負担増、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながる懸念あり
 - 低入札価格調査制度や最低制限価格制度の適切な活用を徹底し、ダンピング受注を防止



出典：地方公共団体におけるダンピング対策取組状況の「見える化」（国土交通省）

■ 予定価格の事後公表

- 入札前に予定価格を公表すると、適切な積算を行わなかった入札参加者が受注する事態が生じ、技術力・経営力による競争を損ねる可能性があるため、原則として事後公表
 - 事前公表を行う場合は適否を十分検討し、公正な競争を損ねることがないよう適切に対応



発注者の心得

工事施工段階

■ 適切な設計変更

- 受注者が契約締結までに発注者へ主要資材の供給減少や価格高騰の情報を通知し、関係者間での把握・共有を推進
- 施工の一時中止など受注者の責によらない事由が発生した場合、設計図書の変更や請負代金・工期の適切な変更を実施
- 賃金水準や物価水準の変動による請負代金額の変更を可能とする「スライド条項」を工事請負契約書に規定し、適用基準を策定
- 資材高騰など請負代金額や工期に影響を及ぼす事象が発生した際、受注者からの契約変更協議の申し出に誠実に対応

■ 労働環境の改善

- 施工体制台帳に基づく点検で元請・下請を含めた施工体制を把握し、必要に応じて元請業者へ適切な指導を実施
- 社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を講じ、下請業者も含めて排除を徹底
- 前払金制度の適切な運用、中間前払金・出来高部分払制度の活用により、元請業者の資金調達を円滑化

【参考】関東地方整備局における設計審査会の取組



発注者の心得

工事施工段階

■ 受注者との情報共有や協議の迅速化

- 発注者、設計者、施工者(工事受注者)が参加し、以下の内容について情報共有および意見交換を行う場を設ける
 - ✓ 事業目的
 - ✓ 設計思想(設計の意図)・条件
 - ✓ 関係機関との協議状況
 - ✓ 施工上の課題
 - ✓ 新たな技術提案に対する意見交換 等
- ASP等の情報共有システムを活用し、工事関係書類の電子化に取り組む

【参考】関東地方整備局における三者会議の取組



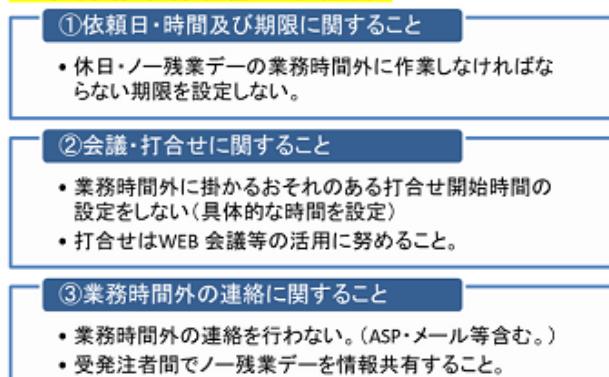
■ 迅速な対応と施工環境の改善

- 受注者からの協議には即日対応を基本とする「ワンデーレスpons」を実施
- 計画的な工事施工を確保しつつ、工事現場の非効率な環境改善に向け「ウェークリースタンス」を導入

【参考】関東地方整備局におけるウェークリースタンスの取組



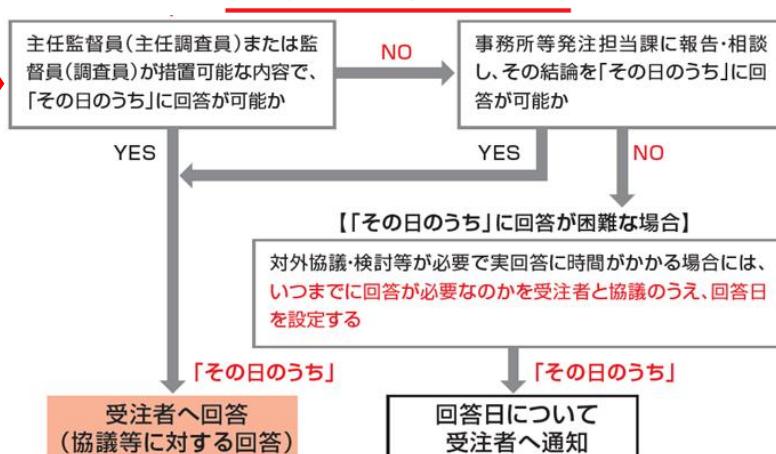
工事現場環境改善の取組例



【参考】関東地方整備局におけるワンデーレスponsの取組



ワンデーレスponsフロー



発注者が心得ておくべき「発注事務」に関するポイント(1／2)

■ 適切な工期設定

- パーティ数(班体制)は基本1パーティ(班)
- 施工箇所が点在する工事でも、個別の施工体制ではなく1パーティによる施工を前提
- 不稼働日数(雨休率、猛暑日、地域行事など)を適切に計上

■ 条件明示の徹底

- 関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続、現場の実態(自然条件含む)を踏まえた工程計画を検討
- 概略工程表のほか、工期に関する条件明示に資する資料(条件チェックシート等)の公表を検討
- 概算概略発注の場合、当初発注時に施工条件を明示し、詳細設計確定後に契約変更を実施

■ 工事環境の改善

- 受注者の会社方針や工事現場の状況を踏まえ、工事ごとに「ウイークリースタンス」等を設定
- 受注者からの協議には「その日のうち」に回答、または回答日を協議のうえ決定し、迅速対応(ワンデータレスポンス)

■ 工事書類のスリム化の徹底

- 工事着手前の設計審査会などで、受注者・発注者の作成書類を明確化し、役割分担を徹底
- 説明資料は既存の協議・照査資料を活用し、詳細図面や写真に代えて動画の活用や遠隔臨場を実施することも検討

発注者の心得

発注者が心得ておくべき「発注事務」に関するポイント(2／2)

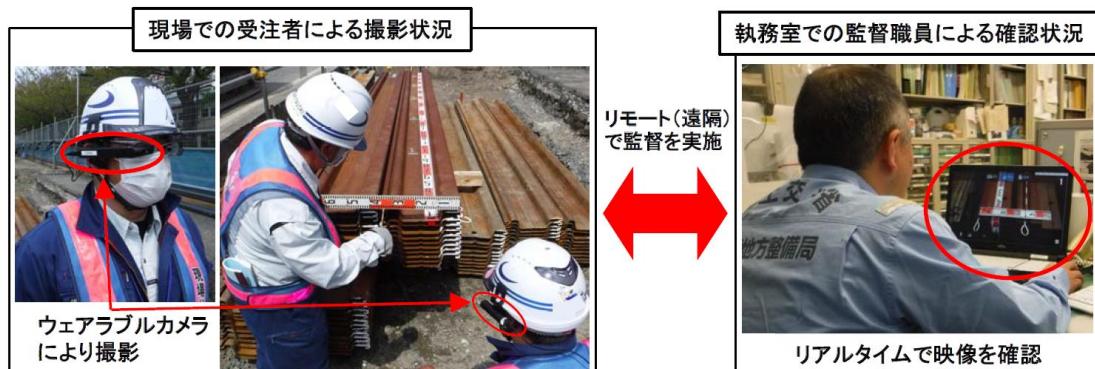
■ 適切な設計変更

- 概算概略発注であっても、発注者側の都合で一方的な減工を行ってはならない
- 設計変更手続きの透明性・公平性の向上及び迅速化を図るため、設計変更の妥当性や工事中止等の協議・審議を行う場を必要に応じて設置
- 設計変更の権限を持つ者が協議・審議を行う場に参加することに努める
- 変更見込金額が請負代金額の一定の割合(30%等)を超えたことのみを理由に設計変更に応じない、または必要な請負代金の額や工期の変更を行わないことは避ける
- 労務単価や資材・機材等の価格変動を注視し、賃金水準・物価水準の変動による請負代金額の変更請求があった場合、迅速かつ適切に判断し、請負代金額の変更を実施

■ 検査の効率化

- 資料検査では、施工管理や品質管理等の各種基準で受注者が作成・管理することを規定しているもの以外は求めない
- 受注者による説明資料等の書類削減を進め、検査業務の効率化を図る
- 材料検査や出来形確認などの現場臨場を要する検査には、ウェアラブルカメラ等を活用し、発注者・受注者双方の省力化を推進
- 情報通信技術や設計・施工のデジタル技術を積極活用し、施工中に取得されたデータを検査にも活用
- 検査書類の簡素化や作業の効率化に努める

【参考】関東地方整備局における遠隔臨場の実施状況



「公共工事発注者の心得」の記載については、
「発注関係事務の運用に関する指針(解説資料)（令和7年3月31日）」
(公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議事務局(国土交通省))
に基づくものであり、詳細は下記URLより確認されたい。

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_reiwaunyoshishin.html

令和7年12月 初版

「発注者的心得」はコチラ

▼ 関東地方整備局HP

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000270.html>

こちらからもアクセス
いただけます。



問い合わせ先

関東地方整備局 企画部 技術管理課・技術調査課
TEL：048-601-3151（代）